別紙

「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例制定の件」正誤表

|  |  |
| --- | --- |
| 正 | 誤 |
| （ギャンブル等依存症対策推進計画）第七条　（略）２・３　（略）４　ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項の規定による大阪府健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項の規定による大阪府アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。５　（略） | （ギャンブル等依存症対策推進計画）第七条　（略）２・３　（略）４　ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項の規定よる大阪府健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項の規定による大阪府アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。５　（略） |